



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 新 京 成 電 鉄 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 笠 井 孝 悦  
(コード番号 9014 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 総 務 課  
課 長 宮 路 慎 一  
(Tel. 047-389-1101)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催の第 97 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。

なお、定款第 33 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上

## 定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>社外取締役</u>との間で締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 (省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>社外監査役</u>との間で締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、<u>監査役</u>との間で締結することができる。</p>